

第五十八回国会 衆議院 沖繩及び北方問題等に関する特別委員会議録 第十七号

昭和四十三年五月二十一日(火曜日)

午前十時四十七分開議

出席委員

委員長 床次 徳二君

理事 上村 一郎君

理事 小淵 恵三君

理事 本名 武君

理事 美濃 政市君

大村 襄治君

箕輪 登君

中谷 鉄也君

森本 靖君

理事 白井 莊一君

理事 鯨岡 兵輔君

理事 川崎 寛治君

古屋 亨君

山田 久就君

西風 勲君

伊藤惣助丸君

田中 龍夫君

出席國務大臣

國務大臣 總理府總務長官

總理府特別地域連絡局長

郵政大臣官房電氣通信參事官

郵政省電波監理局長

日本電信電話公社理事(施設局長)

日本電信電話公社施設局無線課長

委員外の出席者

郵政大臣官房電氣通信參事官

郵政省電波監理局長

日本電信電話公社理事(施設局長)

日本電信電話公社施設局無線課長

委員外の出席者

郵政大臣官房電氣通信參事官

郵政省電波監理局長

日本電信電話公社理事(施設局長)

日本電信電話公社施設局無線課長

委員外の出席者

郵政大臣官房電氣通信參事官

郵政省電波監理局長

日本電信電話公社理事(施設局長)

日本電信電話公社施設局無線課長

委員外の出席者

郵政大臣官房電氣通信參事官

郵政省電波監理局長

日本電信電話公社理事(施設局長)

日本電信電話公社施設局無線課長

本日の會議に付した案件

沖繩島、宮古島及び石垣島相互の間における超短波回線による電氣通信に必要な電氣通信設備の譲与に関する法律案(内閣提出第八二二号)(參議院送付)

請願 一 沖繩の祖国復帰促進に関する請願(大村襄治君紹介(第六八一号))

○床次委員長 これより會議を開きます。沖繩島、宮古島及び石垣島相互の間における超短波回線による電氣通信に必要な電氣通信設備の譲与に関する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。上村君。

○上村委員 この沖繩島、宮古島及び石垣島相互の間における超短波回線による電氣通信に必要な電氣通信設備の譲与に関する法律案につきまして、二、三の点に關しましてお尋ねをいたしたいと思ふわけでございます。

まず、本法案の提案理由を拝見いたしますと、現状におきまして、この三つの島相互間の電氣通信等の電氣通信事情を見ますと、これら地域相互には短波方式等による三ないし四の電話回線一つの電氣回線があるのみで、これらの回線は、空中状態により、雑音、混信等の障害が多く、通話品質が非常に劣っております。また夜間は休止いたしておるといふような状態にあります。それかといつて、これが改善をはかるために、琉球政府あるいは琉球電信電話公社というふうなものが、この電氣通信設備を設置するに於いての財政力、経済力からいって不十分である、こゝういふような点で本法案を出した、こゝういふ趣旨に相なっております。

思ひます。きわめて必要な法案であるといふふうに存じます。特に、この国の物品の無償譲与に関する現行法は、その態様が制限列挙になっておりますから、どうしてもこゝういふ特別立法をつくつていくという必要性も十分わかるのでございまして、この際沖繩の公衆電氣通信は、現状はどうなつておるのか。それから琉球政府の完成時までの負担といふものは一体どのぐらゐの金額になるだらう。それから今後改善計画をどういふふうにお立てになつておるのか。こゝういふような点につきましてお尋ねをいたしておきたい、こゝう思ひます。

○田中國務大臣 ただいまお尋ねの案件につきましては、交渉の経過並びに詳細な計画上の問題もございまして、担当者から御説明させたいと思ひます。

○山野政府委員 私のほうからまず琉球政府の負担の關係について申し上げたいと思ひます。ただいま御指摘になりましたように、この超短波回線の施設の工事のために、設備は日本政府が全部つくりまして、完成した時にそれを譲与する。その日本政府の援助額は六億七千七百万円、四十二年度が一億二千七百万円、四十三年度が五億四千九百万円でございます。琉球政府側は局舎を建てるだけでございまして、したがひまして比較的輕微な費用しかかかりません。経常的な局舎経費でございます。その主体になるほとんどの工事は六億七千七百万円で、日本政府が全部つづつて譲与する、こゝういふことになるわけでございまして、それから第一点の電氣公社の現状でございますが、実は一九六一年から六五年まで第一次の五カ年計画を実施しております、その結果一九六五年度末における電話の加入数は、公社の発足当時の四・五倍、二万五千五百十二でございます。電

話の普及率は人口百人当たり〇・六五でありましたのが二・七二%に向上したのでございまして。それから電話の自動化率は三四%から八二%、即時化率は六四%から七七%、こゝういふぐらゐに改善されております。琉球政府といたしましては、通信施設の拡充、設備、施設保存の強化、サービスの向上、こゝういふ点につきまして六六年から一九七〇年までをさらに第二次五カ年計画にいたしまして、現在これを実施中でございまして、

○上村委員 今後の改善計画について……

○山野政府委員 したがひまして、この第二次五カ年計画の内容を申し上げたほうが、むしろ今後の改善計画に該当すると思ひますが、加入電話を三万六千個をさらに増設し、公衆電話を七百七十五個増設する。それから自動化を促進するために十八局の局舎を建設する。それから市外回線を二万二千キロ増設する。あるいは日本政府の今回譲与しようとする施設等とその計画内容に同時に入つております。これらの計画を達成しますために、五カ年で約六十七億ばかりの投資を予定しておりますが、この実施後は相当沖繩の電氣通信事情は画期的に改善されるものと承知しております。

○上村委員 もう一つ。本法案を現時点でお出しになつておられる。この法案といふものはいつか出して立法化するといふことが必要である、こゝう思ひますが、現時点でお出しになつておられるのはどうかといふ点を一点お尋ねしておきたいのは、実は昭和四十二年予算におきまして予算化されてゐるし、四十三年度に予算化されてゐる、そゝうして完成は四十四年の三月ごろだ、こゝういふことになつてゐる。これは法案の提出の關係においては、予算編成をするといふときに、関連法案とするならば、前の国会で出しておく時期であらう。四十二年度にも予算でついでゐる、完成後に

譲与することになると——来年の三月に完成する。要するに途中でこの法案が提出されている。もちろん計画中の法案はある程度見通しをつけて提出する。そうすると、四十三年通常国会に出していく。完成といいますが、四十三年の三月だけでも、もしこの次の通常国会に出すということになる、三月までに成立せぬ場合もありはせぬかということで、この国会に提出しおられるのだから、こう思いますが、一応論点にもなりますので、政府側の御見解をお尋ねしておきたい、こう思います。

○山野政府委員 この法案の提出時期の問題は、ただいま御指摘ございましたように、昨年の国会でもいろいろ御質問があったわけでございます。私どもとしては、このUHFは四十二年度の予算と四十三年度の予算に計上されまして、その工事が四十四年のいま御指摘になりました三月に完成するといふ予定の設備でございますので、したがって四十三年度の予算が計上されまして、事業の全体計画が確定されまして、そうして従来の工事建設の経緯にかんがみて、大体四十四年三月には間違いなく完成するといふ時点をとらえましてこの法案を提出したほうが最も実際のではないかというぐあいに考えまして、従来からこれに似た譲与法案はいつも二年目に提案いたしているようなわけでございますので、ひとつ御了承をいただきます。次第であります。

○上村委員 次に、結局現地の米側としましては、沖縄のかかる施設について運営上免許の問題が起る、こう思われる。運営上現地の米側との関係は一体どうなっているのか、お尋ねをしておきたい、こう思われる。

○斎藤説明員 電波につきましては沖縄米軍の監理下にございまして、規制を受けておりますが、このUHFの波につきましては、周波数の割り当てを認め、二千メガ帯を使えることになっております。

○上村委員 そうすると、米側とはもうすでに話し合いがついておるといふように承っております。いすか。

○斎藤説明員 よろしゅうございます。そのとおりでございます。

○上村委員 ここで一点、この前に委員会でもお聞きしたわけですが、テレビでNHKに対する関係においてあの方式は無償貸与方式をとっておる。本法案ではいづゆる財政援助方式をとっておる。まあNHKの場合も今回の場合もよく似た対象にはなるわけですね。要するに住民の福祉向上、こういうことになると思うのです。しかるにそれらした方式は、一方は無償貸与方式、一方は財政援助の方式をとっておる。これは深い理由があるのかどうか、その点についてお尋ねしておきます。

○山野政府委員 先般郵政省のほうの法案としまして、NHKから御指摘になりましたようにNHKのほうへ機械を無償貸与するという法案が通過いたしましたのでございますが、NHKは全島にわたりました。有料で公共放送を行なうわけでございます。その場合にはやはりこの公共放送としての経営を考慮して運用されるのでございまして、したがって、無償貸与ということではなく、NHKが非常に技術的にNHKは御案内のようにNHKと非常に技術的に関係が深いわけでございます。また将来施設権が返還になりましたら、NHKの支局なり何なりになる性格のものでございまして、したがって、自今はそのような援助は無償貸与の方式が妥当だろう。ところが、今回のUHFの場合には、先島の戸数から申しまして、ごくわずかな戸数の電話の便宜を増進していくために七億に近い施設が必要でございます。これは七億に近い琉球政府なり電電公社の力ではやっていけない。したがって、これは日本政府でつくって、それを無償貸与にしたほうが適当であらうというぐあいに考えたわけでございます。

○上村委員 そうすると、今回の場合は無償貸与の形式をとったということ、結局日本の財政負担というものは大きいということですね。それだけ沖縄島民の福祉向上ということを重点に置いて

おる、こう見ていい。その際に、これをそれだけの熱意を持ってやる以上は、しんから沖縄島民の方々に喜んでもらわなくてはならぬと思うのであります。その際に、米軍などが先島に、たとえばいまの宮古島なりあるいは石垣島、それから沖縄本島なりに、その際に、まさか米軍のほうが使つて悪いということにもならぬだろうと思ふのです。ね、それだけの料金さえ払えば、けれども、一方が使い過ぎちゃって、地域住民が、できたけれどもほとんど自分らの利用度が少ないということがもしあるとすれば、無償貸与の方式をとって相当財政負担を日本が負担している以上真に沖縄島民に喜んでもらえ、現実の福祉の増進になつていかな

いとまずいだろうと思ふますが、その辺の御考慮をされておるのかどうか、ひとつ伺つておきます。

○山野政府委員 私の承知してあります限りにおきましては、米軍は米軍としての通信施設を持っておりますし、したがって、このUHFの回線を特に米軍が優先して使うというようなことは私は聞いておりませんけれども、またそういうようなことはないだろうと思ふます。まあ一般の私人と同じような立場で普通の料金を払つてお使いになるというところは、これは当然だろうと思ふのですけれども、特に優先してそういう一般的な民間の使用を阻害するような事態は私は起こらない、かように考えております。

○上村委員 その点はちゃんと御配慮をされておられるだろうと思ふますし、私もそう信じてはおりますが、次にこの琉球電電に對しまして昭和三十六年にマイクロウェーブの施設を無償贈与してある。今回はUHF施設の無償貸与ということに相なっております。この間の、何か前と後といふような点について違つておる点、そういう点はございまいしょうか、お尋ねしておきたいと思ふます。

○山野政府委員 マイクロ回線設備の譲与につきましては、昭和三十六年に法律第四十五号でございしますが、これによりまして御指摘の設備を譲与いたしましたわけでございます。今回のUHFはこの

マイクロ回線とは直接関係のない施設でございまして、もっぱら本島と先島の極短波方式による電話回線の増設の施設でございまして、この譲与との間には直接的な関係はございません。

○上村委員 私この程度で聞いておきますが、長官もお見えてございしますので、長官のお考えも承つておきたいと思ふます。

沖縄問題につきましてはいろいろと政府当局がお骨折りになられて、そして返還をするというような点につきましてはおおよそそのめどがついてきているだろうと思ふのであります。そうなつてまいりますと、結局本土と沖縄との一体化、要するに経済の状態、福祉の状態、その他多くの問題に對しまして、これは何としまして急遽にひとつ本土と一体化をはかり、格差のないようにしていく必要があらうかと思ふわけでございます。特に私もこの先島その他へも参つておりますが、電話あるいは電報、こういう施設につきましては非常におくれておるし、また先島その他の島民が要望しておることは確かでございます。そういう意味におきまして島民の方々がほんとうに喜ぶように、そして實際上よかつたというような成果をあげるように一その御努力を賜りたい、こう思つておるわけでございます。

なお施設は、先ほど局長もお話しの点でございしますが、まだ進捗中でございまして、来年の三月に完成をするといふこととでございますので、その計画どおり滞りなくいかれることを希望いたしておきたいと思ふとともに、本土との一体化につきましての御決意なり御感想なりを長官から承りまして、私の質問を終わりたいと思ふわけでございます。

○田中務大臣 ただいま上村先生からの御質問のとおり、われわれはこういうふうな通信網というものが整備拡充されることが、すみやかな本土復帰のために非常に大きな効果があるといふことに着目いたしまして、特に推進しておる次第でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○上村委員 以上、私の質問を終わりたいと思います。

○床次委員長 中谷鉄也君。

○中谷委員 お尋ねいたします。

昭和四十二年度に一億二千七百四十六万円、昭和四十三年度の予算に五億四千九百八十三万円、合計六億七千七百二十九万円ということと予算措置がされていくわけでありますが、お尋ねいたしたいのは、完成予定が昭和四十四年の三月見込みであるということとあります。先ほど同僚委員のほうから質疑のありましたのは、この法案がすでに予算措置がされているにもかかわらず、この時点において提案されたことについての若干の法律的問題をたてられました。この点については重複して質問をすることを避けませんが、私がお尋ねをいたしたいのは、四十四年三月完成見込みということに相なっているけれども、工事の方法、努力によつて、四十四年三月完成見込みを短縮することとはどの程度可能か。現実には一体いつ——見込みは四十四年の三月であるけれども、これを一日も早く関係島民は待ち望んでおられる完成であるろうと思ふけれども、短縮の可能性はどうか。四十四年三月にしか完成できないということについては、どこにその工の進捗のプログラムがあるのか。これらの点についてお答えをいただきたいと思ふ。

○田中事務大臣 この点は担当官から詳細お答えをいたさせていただきます。

○斎藤説明員 この工事は、沖縄本島と先島、——先島も二つありまして、宮古島と石垣島に無線局を設置する工事でございますが、いままでも何もなかったところに初めてつくるわけでございます。昨年の十月に総理府と電電公社と工事契約をいたしまして、工事に着手したわけでございますが、工事の段取りをいたしましては、土地及び道路、その他局舎等基礎設備の工事につきましては沖繩のほうで工事を担当いたしまして、実際の無線局及びアンテナ施設、さらに無線局からもよりの市外局まで電話線を引くことの工事につき

ましては、日本政府の援助で入っております。それが、ただいま申しました六億七千七百万円に相当するわけでございます。昨年からは基礎工事に始まりまして、ことしの大体五月ごろから実際の工事にかかるといふことになりまして、日程その他を提案して、実際の無線局設置そのものの工事にかかっておるわけでございます。先ほど御質問になりましたように、なるべく早く開通したほうが住民その他のために望ましいこととございまして、精一ぱい努力をいたしておりますが、一応工期としておはしております。

○中谷委員 工期が三月末だということ、これは参議院先議の案件でございまして、もうすでに御答弁がございましたとおり、無線局新設の新局舎工事は、五、六月ごろに完成の予定だということとございまして、これはいつ完成をいたしますか。そういたしますと、あと残っておりますのは電電公社のほうで工事ということに相なっております。公算のほうで工事短縮の見込み、これは予算措置とも関係してくるだろうと思ふのですけれども、どの程度可能なのかというふうなお尋ねのいたした方をいたしたい。あと残っておりますのは電電公社のほうのお仕事になってくるわけですね。なるべく早くということ、あたりまえのこととんで、技術的に見て、いわゆる本件工事についてある種の努力と方法を加えれば、たとえばことしの秋までとかいうようなことは可能なのかどうか、この点はいかがでございますか。

○斎藤説明員 四十四年三月というの、あそこは災害常襲地帯で台風の始終通るところでもございまして、いろいろ考えまして、四十四年三月——当初は四十四年五月ということになっておりましたが、これを努力いたしまして、四十四年三月完成を目途に工事を進めていくということになっておるわけでございます。いろいろ条件がござい

すが、なるべく早く開通するように努力したいと思ひます。

○中谷委員 じゃこういふふうにお尋ねをしておきます。なるべく早くということの目的が達せられた場合の短縮の可能な完成の時期というの、いつごろに予想されるか。四十四年三月ということとで従来答弁されておりました。しかし、なるべく早くということの目的が達せられた現実の問題として、いつごろまでにできる可能性があるのかということとでいかがでございますか。

○中谷委員 布令百二十八号及び電波法、布令百二十八号が電波法の上位法として存在する、こういう御答弁であります。といたしまして、すでに参議院においても論議されました問題であります。たとえば通常の場合に、私人として米軍軍人軍属がこの設備を料金を払って使用するということは予想されるということと。それは通常の場合と違うところは予想しておる。ただ、通常でない場合、たとえば非常事態などといわれるような場合には、七億近くの金を使って設備したところのこの施設が、米軍の関係において全面的に使用できるといふことはあり得るのか、あるとするならば、その法令根拠は何か、特達局長。

○山野政府委員 ただいまお答え申しましたように、先島の住民の電話の不便を改善するための強い要請で、日本政府が今回多額の施設をつくつて譲与するわけでございます。したがって、私どもはこの施設を米軍が特に特別な立場で利用するということとは想定しておりません。ただいま御指摘になりますような非常事態というの、どういふ事象なのか、いろいろ定義もむづかしいと思ひますが、そのような場合にこの施設がいかに使われるかということにつきましては、遺憾ながら私知識を持っておりませんのでお答えできないのが残念でございますが、しかしいづれにしても、冒頭に申しましたように、先島住民の熾烈なそういう願望にこたえての日本政府が譲与した施設でございますから、そういう先島住民の願望に沿って運営されるべきものと考えております。

○中谷委員 布令百二十八号に「琉球政府はこの布令に規定する範囲内で、琉球の郵便、電気通信及び気象業務を有効に運営管理し且つその責任を負ふ」というふうになつており、そのように明定されておるところであります。ただ、そういうふうなことは好ましくないことだと思ふけれども、高等弁務官が電波の承認権を持っています。これは布令百二十八号の第一条の四に規定してい

ます。なるべく早く開通するように努力したいと思ひます。

○中谷委員 じゃこういふふうにお尋ねをしておきます。なるべく早くということの目的が達せられた場合の短縮の可能な完成の時期というの、いつごろに予想されるか。四十四年三月ということとで従来答弁されておりました。しかし、なるべく早くということの目的が達せられた現実の問題として、いつごろまでにできる可能性があるのかということとでいかがでございますか。

○斎藤説明員 沖縄の電波の監理につきましては、沖繩に電波法が一九五五年十一月に制定されておりますが、この上に米軍政府の布令第二百二十八号というのがございまして、電波の免許につき

ましては米軍政府の統轄下にされておるのでございます。

○中谷委員 布令百二十八号及び電波法、布令百二十八号が電波法の上位法として存在する、こういう御答弁であります。といたしまして、すでに参議院においても論議されました問題であります。たとえば通常の場合に、私人として米軍軍人軍属がこの設備を料金を払って使用するということは予想されるということと。それは通常の場合と違うところは予想しておる。ただ、通常でない場合、たとえば非常事態などといわれるような場合には、七億近くの金を使って設備したところのこの施設が、米軍の関係において全面的に使用できるといふことはあり得るのか、あるとするならば、その法令根拠は何か、特達局長。

るところが、弁務官の持つてゐるところの権限というものは、そういうふうな電波の監視、すなわち布令用語で申し上げますならば「無線局及び無線通信士の免許の発給、変更又は更新」についての承認権を持つてゐるだけであつて、この施設そのものについて米軍のほう、民政府のほうがある状態を想定して接収をするとか全面的に使用するというふうなことはできないと私は思ふ。要するに、逆に申し上げると、この施設は米軍の場合には料金を払って使用するという以外に使用の方法はないんだ、布令が上位にあつて電波法が下位にあるといつてもそういうものだ。それは決して事実上そういうふうに使はれるということだけではないに、法構造上もそうなつてゐるんだというところは、両三年内に返還のめどが立つという状態においては、そういう前向きな解釈があつてしかるべきだと思ふが、局長いかがですか。

○山野政府委員 非常にむずかしい御質問でございます。この民立法の電波法の八十二条によりますと、非常の場合の無線通信というのがございまして、「地震、台風、洪水その他の非常事態の場合には、行政主席が必要なる通信を無線局に行なふことができる」という規定があるわけでございます。こういう意味の非常事態であれば、これは琉球政府が独自に、この規定に基づく正当な使用を行なつていくわけでございます。ただいま御指摘になつたような非常事態という概念は、もしそれがかりに沖縄住民の安寧、福祉に直結した問題であるならば、そういう場合には、大統領行政命令と、それからこの民立法あるいは行政主席の権限との調整の問題として若干問題があるように私は考えます。考えますが、しかし、ただいま御質問になつた御趣旨も、私は一応理解として考えるのじゃないかといふふうに考えますが、その点は沖縄の法体系が、行政命令、民立法それから行政主席と高等弁務官の關係、非常に複雑でございますので、私は専門外のことでもございまして、ちょっとその場合は確答はできないわ

けでございますが、御指摘の趣旨は私は一応了解できるわけでございます。

○中谷委員 次に質問をいたしますが、いま指摘されました電波法八十二条は、あくまで主語が行政主席になつてゐる。だから私が想定したような場合に、米軍が接収するだとか民政府がそれを使うといふふうなことは法体系の中に出てこないし、局長がおっしゃる通りに、中谷委員の言つてゐることは一応の理屈だといふふうなことではないのじゃないかと私は思ふ。これは私個人の意見というよりも、問題は、施政権の返還を求めるといふ本土一体化といふことは——長官にお尋ねいたします。本土一体化といふことは、言つてみれば施政権の権限と範囲を縮小して、いわゆる現実の施政権下においても施政権の範囲を縮小して、施政権の拡大を防止する、法律解釈においてそのような努力を積み重ねていくということではないかと思ふ。施政権を縮小したものでなければいけないといふふうには私は考えません。施政権といふのは無条件に範囲を持ったものではない。施政権が返還されるまで施政権を縮小して、そのような努力を積み重ねていくといふことが本土一体化であるといふ私は思ふが、長官いかがでしょうか。

○田中政府委員 やはり現実の法体系は法体系として尊重したさなければならぬと存じます。施政権返還はまた施政権返還で当然われわれの念願するところでございますが、その間のことにつきましては、また行政上のいろいろな経過もあることと思ひます。

○中谷委員 次に非常に素朴な質問をいたします。結局電波管理が、布令百二十八号によつて高等弁務官の承認事項であるから、したがつて、電波についての監視権は高等弁務官にあるということに相なるといふところの御答弁であります。その電波監視にあつたての基本的な考え方、基本的に電波監視といふものについて守らなければならぬといふところの基準、それはいゝゆる電波法、これは琉球のいゝゆる電波法、沖縄の電波法ということ

でなしに、本土の電波法、琉球法令集に載つておるところの電波法ではなく、本土の電波法の中にもそれはすでに明定されてゐるところでありますけれども、きつめて素朴な質問をいたしますが、電波監視にあつたての配慮すべき点は一体何か、これをひとつお答えをいただきたいと思ひます。

のボイス・オブ・アメリカ、これについては出力が千キロワット、こういうふうなもので強力な電波を出してきてゐるというものが従来からいわれております。特に最近になりまして、その電波について地区民がすわり込みをするような状態が発生した。なぜかと申し上げますと、まず地元の人には人身事故を心配してゐる。ラジオやテレビが次々と故障をする。ひどいときにはテレビが火をふく、木の枝が歌を歌い出すといふような状態で、しかも金属性のものを触つた場合に感電をする、そういうふうな状態があらわれてきておる。いわゆる現在と見れば、そういうふうなところの施設の混信と本件とが關係があるかどうかについては疑義があるようでありまして、こういう千キロワットといふふうなところの出力を持つた電波を發している、こういうふうなことが、いわゆる電波監視の観点、基本的な原則、基準から見て正しいといふのだらうか。ましていゝわんや、その地元の付近の住民がそのような空中電氣の影響といふふうなことで非常な公害、被害、人身事故さへも心配しなければならぬといふような状態といふのは一体どうだらうか。

○山野政府委員 これも御質問にストリートに答えたことになるのかどうか非常に疑念がございしますが、一応電波法の目的は、電波の公平かつ能率的な利用を確保することによつて公共の福祉を増進することを目的とするとございまして、大体こういう趣旨に従つて運営されるべきだと思ひます。

この点について私がお尋ねしたい問題のひとつ整理いたしますけれども、まず本土においてNHKの第一が百キロワットということだけれども、その十倍の千キロワットといふふうな出力を持つところの電波を發するといふふうなことが、われわれの常識として考えられるかどうか、まずそれが第一点。

○中谷委員 法の条文をお尋ねしたわけではないのです。これは郵政省のほうに、電波監視にあつたてのいゝゆる基準、守られなければならぬところのルール、そういうものは一体何ですか、どうしてもこの点だけははずしてはいかぬといふものがあると思ひけれども、いゝゆることを私はまずお尋ねをする。と申しますのは、あともう一点だけの質問ですけれども、いゝゆる沖縄に新しい基地公害、テレビが突然火をふくといふようなことについて私はあとで最後にお尋ねしたいと思ふのですが、電波監視の基準がどこかで混乱してゐるからこういう問題が起こつたんじゃないかと思ふ。まず電波監視の基準は何ですか。

その次に第二点といたしましては、そのような出力を發するところの施設があるといふふうなことが、沖縄におけるところの電波監視全体の体系を乱しておることにならないかどうか、これが第二点。

○左藤説明員 わが国の電波法上は、電波監視の基準とすべき問題は、「電波の公平かつ能率的な利用を確保することによつて、公共の福祉を増進することを目的とする」第一条に掲げられてゐる点だと考えております。

第三点といたしましては、この問題について立法院の多数の意見は、私は聞いておりますけれども、本土のほうからひとつ専門の調査団の派遣を求めようではないかといふことを言つておると

いうふうに私は伝えている。一体郵政省としてはこういうふうな問題を放置しておいていいのかどうか。このような問題はこういうところに原因がある。対策はこうだというふうなことを、郵政省が一体直ちに指摘できるのかどうか。もし指摘できないとするならば、この問題については郵政省としても現地調査をさるべきではなからうかというのが第三点。

第四点としては、直ちに現在この問題について措置せなければならぬことは、郵政省の専門技術的な立場からこれに対する除去の方法は一体あるか。千キロワットの指向性を持ったところの電波が発せられておるといふことでありますけれども、こういうふうな人身事故にも及ぶような被害を防止するための措置、防除措置というものは、一体専門技術的に見てどんなものなのか、これらの点についてひとつお答えいただきたい。

○左藤説明員 まず第一点の千キロワットの出力が常識で考えられるかというお話でございますが、現在NHKの中波の第二放送は東京で三百キロを出しております。しかし千キロの放送は日本では出しておりません。が、ソ連とか中共とかそういう近隣諸国においては五百キロないし千キロの放送が出ておるといふのが現在の事情でございます。

それから、沖縄の電波監理上、こういった千キロの放送が体系を乱すのではなからうかという御質問に対してでございますが、これにつきましては、沖縄の現在置かれております立場の点からいろいろ問題があるかと思ひます。千キロというものが全体のバランスを失しやしないかというお話でございますが、現在沖縄で出しております千キロの放送につきましては、一応指向性をつけておいて、主として中国大陸の方面に向けて出しております。それほど大きな影響を来しておるというふうには聞いておりません。

それから第三点の問題でございますが、新聞の報道にもございましたように、千キロの放送が出ておりますために、桃原部落と申しますか、VO

Aの送信所から約五百メートルくらいのところにある部落で、テレビの受像機のアンテナのワイヤーの被覆が焼けたとか、そういうふうな被害につきましては、さつそく琉球の郵政庁の電波監理課にこの事情につきましても照会いたしました。その結果、それほど大きな被害ではなくて、ただアンテナのワイヤーの被覆が焼けて煙が出たという程度のように聞いております。

それから新聞では、なお牛が感電をして転倒したというふうなことが書いてございますが、沖縄の琉球政府の話によりますと、そういう状況から見てほかの原因であらう、感電ではないんじゃないかというふうに申しております。

それからこの対策でございますが、その点につきましては琉球の政府からも、一週間以内にはフィルム等の取りつけをテレビにして、この防止策をはかることについてVOA当局に対して強く要請をいたしまして、VOA当局もそれを約束いたしました。現在この部落には五十五台テレビがございますが、これに全戸に対して無償で防除対策のフィルム等の取りつけを約束いたしております。

それからもう一点お尋ねで、専門家の派遣を要請してまいりました場合に現地調査をやつてはどうかという点につきましては、現在沖縄におきましては沖縄放送協会が発足したばかりでございます。そういう点で技術的にたとえばアンテナの建て方とかそういうものに對する指導とかいうものがまだ十分行き届いておりませんので、そういう点につきましてもたとえばNHKから援助をするとかいうふうな方向につきましては、要請がありまして私どももぜひそういうことにしたいと考えております。

○中谷委員 お尋ねをいたします。まず、これは全く素朴な質問でありますけれども、千キロワットの指向性を持った電波が発せられておるといふふうな場合に、テレビが突然燃えちやんと火花を出して火を吹く。あるいは被覆が燃える。そういう物をさると感電をする。びりびり

する。さらにまた、いわゆる木の枝が歌を歌うというふうなことが技術的に見ましてもあり得るというふうなことがどうか。ものごとのいわゆる見方だろうと思ひますけれども、こんなことはたいへんなでございまして私は思ひます。いわゆる公害問題として見てみた場合に、これは重大なことだと思ひます。たとえば本土において、森本委員などが中心になって質疑をされた電波制限の問題、神奈川県は十何カ所の電波制限の問題、本土においては国会の審議の中の一つの焦点にもなっている問題だと私は思ひます。軍事基地の中心が電波制限をするという点についてたいへんな問題になった。そういうようなことが沖縄においては無条件で——電波制限どころじゃなくて、テレビの被覆が燃えるというふうな状態が起つておることに、これはもう重大なでございまして私は思ひます。そこで、こんなことがいわゆる常識で考えられるかどうか。これはひとつ私は関係者で御答弁をいただきたい。われわれの常識を絶する問題だ。そんなことはあたりまえですよ、当然なことですよというふうなお答えなのか。その点をまず一つお聞きしたい。

それから次に、第二点といたしましては、人身事故という問題についてはいろいろな見方があります。少なくとも人体に不快な感じを与えることは、これはもう事実ですね。しかし、それ以上の——この種の状態が継続しておいた場合に、牛の例を引かれましては、じゃ、人身事故が絶対にないんだということを、本土のこの委員会では、あなたが言えませんか。早く急に対策を講じなくて、人身事故が起らないということができるのかどうか。これはひとつ私はぜひ専門家としてのあなたの御答弁をいただきたい点です。

そこで問題は、テレビが映るようになるというふうな処置を住民が求めていることは当然でありますけれども、そのことだけではない。人身事故が起るというので起らないのかということを強く要望しているわけです。問題は、そういうふうな出力をたくさん出して感電するような状態がある。物をさわればびりびりする状態があるけれども、テレビが映るようになってしまうというふうなことは私は済まないと思ひます。問題はそういうふうな物にさわったらびりびりするというふうな状態が除去されねばならない。それについての対策は一体どうなんでしょうか。民政府あるいは米軍と地元住民が交渉したところによりまして、民政府の説明は、テレビの映り方が悪いのはテレビのいわゆる設備が悪いのだらうというふうなことの答弁があつて、先ほど答弁されたように無料で何か物を配つてやろうというふうなことだつたらしい。そんな恩恵はやはり沖縄の島民はそれほど望んでおるのではないと思ひます。問題は、さらに質問を續けて、では人身事故の問題は生じないのかと米軍に聞いたところ、それに対しては明確な答えがでなかったというところを、すわり込みという状態の中において問題にしている。この点について一体どうなんでしょうか。少なくとも要請があればいいことではないに、直ちに現地に行くべきではなからうか。行つていただくべきだろと私は思ひますけれども、どうなんでしょう。要するに琉球政府のいわゆる現在の電波に関するところの技術水準からいって、この種の問題を的確に把握できるのかどうか。把握できないとすれば当然本土一体化の線に沿つて、本土の政府、日本政府、ことに郵政省がこれらの問題について力を加すが当然ではなからうかというふうに私は思ひます。いかがでしようか。

○左藤説明員 そういう千キロの電力が出ておる近くにおきます人身事故がないかということにつきましては、非常に危険な問題はたくさんあるかと思ひます。ことにしろろとが配線したような場合に、そのシールド対策が十分でなくて感電するとか、そういうふうな危険性も十分にあらうかと考えております。

そこで、いまのお話のそういう技術的な対策につきましても郵政省から琉球へ行つていろいろなアドバイスをするつもりはないかというお話でございます。

○斎藤説明員 こういう近い距離でございまして短波も比較的下のほうを使いますので、大体三メガから五メガを使うのが常識でございまして、それで通信回線の数はまあ数回線であろうということでございますが、私も詳しいデータはいまのところ手元にございせんけれども。

○森本委員 この前のO.H.K.に対する問題をやっただけにも、委員長はよく知っておるけれども、いかげんな答弁が十くらいあった。私は人がいいものだからそのまま先へずつと進んでしまったわけでありまして、こういうものを委員会に審議をするときには、政府側としてはあらゆる資料をもつて答弁ができるようにしておかなければ、単に今度の那覇から石垣島におけるところのマイクローだけではないに、沖縄諸島におけるところの通信回線というものがいかによくなっておるか、どういふふうな需要供給になっておるか、そういう点などについては政府側としてはちゃんとした連絡をもつて答弁をしなければならぬと思うわけでありまして、これは今後のために私は特に忠告をしておきたいと思ひます。

それで、今回の譲与措置に関するところの経費は総額幾らになっておりますか。
○山野政府委員 総額六億七千五百七十八万三千円でございます。

○森本委員 その内訳は大体どういふふうになっておりますか。

○山野政府委員 お答えいたします。無線設備費が四億六千五百四十九万九千円、それから電力設備が七千四百五十九万四千円、市外機械設備が七千九百六十九万四千円、手動機械設備が五百八十八万六千円、線路設備が五千八百五十一万一千円、その他の経費が五千五百四十九万九千円、総計六億七千五百七十八万三千円でございます。

○森本委員 特選局長も、その内容を読んだけれども、内容がどんなものかわからぬだろうと思うのですが、いま言いました電気通信設備の内容で、この回線数は今回の場合どの程度になるわけですか。これは公社のほうでけっこうです。

○北原説明員 ただいまの四十二年の契約の中におきましては、二十四回線を那覇、宮古並びに石垣相互に結ぶことにしておりますが、四十三年度の予算によりまして追加が出てまいりまして、三十六回線を相互に接続することにいたしております。

○森本委員 最終的には。

○北原説明員 最終的には六十回線を収容できる考え方で設計いたしております。

○森本委員 初めからそういう答弁をするのがほんとうでしょう。最初は二十四回線であつて、さらに十二回線をやつて、それから最終的には六十回線になります。こういう答弁をするのがほんとうでしょう。人が聞かなかつたら答弁をしないというふうなことは大体間違つておる、こう思ひわけでありまして。

それからもう一点、那覇と今度のいわゆる回線にはテレビ網は乗りませんが。乗らぬでしょう。

○北原説明員 御指摘のとおり、テレビの伝送はほとんど不可能に近いと思ひます。

○森本委員 そういたしますと、那覇から宮古島、石垣島に海底線でこれと同じものをつくつたならば、どの程度要する予定ですか。大体六十回線の電話回線を使えるところの海底線を引つづけた場合、どの程度になるか、こういうことを試算をしてみたことがありますか。

○北原説明員 電電公社といたしましてはそういうことを検討する機会はないわけでございますが、こういう方面の通信系には十分関心がございまして、平素有線系でいったならばどうなるであらうかというふうなことを検討をしたことはございまして、ただいまどのくらいかかったか記憶がさだかでないでございせん。

○森本委員 将来のことを考えた場合、単なる電話回線であつた場合に、こういう島から島にいく場合については散乱波によるところのいわゆる超短波で行なうということよりは、本来ならば、金の点がなければ、海底電線のほうがむしろ望ましいというところは常識で言えるのじゃないですか。

○北原説明員 御指摘のとおり、回線の品質あるいはある程度多目的な利用等を考えてみますと、海底同軸ケーブルのほうがよりよいと考えております。

○森本委員 それでは、現在の沖縄島、宮古島、石垣島における回線というものはどうなつておりますか。

○北原説明員 那覇—宮古間に電話回線が四回線、電信回線が一回線、それから那覇—石垣間に電話回線が三回線、電信回線一回線、それから宮古—石垣間に電話回線三回線になっておりますが、これらは使用時間帯が必ずしも終日でございまして、大体朝九時ごろから夕方十九時というふうな時間によつておるようになっております。

○森本委員 その周波数は幾らですか。

○北原説明員 短波であることは申し上げるまでもございせんが、これも周波数はさだかにいたしておりませんが、はなはださぬと思ひます。

○森本委員 運用時間は、大体午前八時から午後七時が電話、それから電信が午前十時から午後十時になっておりますが、これはどういふ理由でこうなつておりますか。

○斎藤説明員 電話のほうは、短波の伝わり方として、たぶんこの辺のところでは比較的互にメガの間のところを使つておるだろうと思ひますが、昼間は五メガあたりのところは減衰が多うございまして、遠くから混信雑音が入ることとが比較的少ないので、電話にも使えます。ところが夜間になりますと減衰が少なくなるので、遠くからの混信雑音が入る。それで電話のような三KCバンドのバンドを持ったところをどうとしますと、遠方からの雑音混信がいろいろ入つてきまして良質な回線がとれないということでございます。

電信のほうは、これは周波数バンドが非常に狭くて使えますので、端的に言えば、何KCという

ポイントの周波数でいいわけでございますので、いいところをさがせば夜間も使えるということでございます。

○森本委員 だから、はっきり言つて、根本的な周波数がわからなければわからぬじゃないか。周波数はつきりわかれば、われわれだってそれをずつと短波を聞いておるわけなんだから、大体どの程度のところが混信が一番多いということがわかるわけであつて、大体電話が午前八時から午後七時で切られるというふうなのは、電話の効用をなさぬ。電話というものは終日通じなければならぬ。さらに電信においても終日行なわなければならぬ。それが電話は午前八時から午後七時まで、電信は午前十時から午後十時。そのあとはいく何をやつておるか、台風のときに通信をしなければならぬというときに、その場合には他の周波数に切りかえてでもやれるという方法を、民政府その他と交渉して、現在でもやらなければならぬでしょうが。あなた、夜、電信と電話がつんばだといふ、そんなばかな話はないですよ。どうですか、特選局長、この内容がわかつていますか。

電信と電話が昼だけで、夜は通じない。電話なんというものは夜こそ必要なんだ。緊急なときに、特に台風地区にある石垣島、宮古島、こういうところと那覇との連絡——那覇まではいまマイクローが行つておるわけだから、そういう場合にどういふふうによつておるかということを知りたいのです。わからぬならわからぬなりに進めていかなければしょうがないけれども、私が質問するといつてもわからぬ。これはどうなんですか。

○山野政府委員 私は技術的なことは全くわかりませんが、現在御指摘のように夜間の通話ができない、それから通話の待ち時間が長い、そういうような事態を解消するために今回のU.H.F.の施設をつくつて譲与をする、そしてこれを改善をするというところにいたしておるわけでございます。この施設が完備しましたら、さういふ状態が解消できるのではないかと考へます。

○森本委員 あなた、UHF、UHFと言われけれども、UHFという意味を知っていますか。なかなかこれはむずかしい、おそらく知らぬだろうと思うが、それはそれとして、それでは聞きますが、戦前のいわゆる通信省がやっていた時分には、沖縄県ときですが、これはどういう通信をやっておりましたか。

○北原説明員 古い記憶をたどりながらでございますが、いわゆるシングルサイドバンドという電話の三チャンネル方式を日本と台湾及びそのときに那覇も入るわけでありましたが、始めたのが昭和十四、五年だと記憶いたします。したがって、戦前をそのころといたしますならば、電話回線が無線シングルサイドバンドで行なわれておったと思います。それより前ということになりますと、短波による電話の一回線、その他は電信ということが中心でなかったかと思えます。

○森本委員 これは昔は簡単な海底線があったんじゃないですか。

○北原説明員 長崎―台北間の海底ケーブルはあったと記憶いたしますが、それが那覇に接続しておったかどうかはさだかに記憶いたしておりません。

○森本委員 わからぬだけで審議をしなければならぬのはまことに、委員長、残念であります。国会も末期でありますので委員長に協力をいたしまして、これ以上この質問は進めませんが、ひとつこの点については十分に検討しておいてもらいたいと思っております。

さらに大事な点は、こういうふうな援助をこれに行なうことについて、特達局長、これは一体どういう具体的な理由があるわけですか。

○山野政府委員 具体的な理由という御指摘でございますが、これは過般、佐藤総理が先島を訪問されました際に、先島住民の代表から先島の電話の改善をはかってもらいたいということに端を発しまして、政府としましては、その後沖縄琉球政府、電電公社等とも相談をいたしまして、日本政府

府の援助によって先島十二万住民の要望にこたえていきたい、こういう経緯になっておるわけでございます。

○森本委員 そういたしますと、本来ならば、これは琉球電電公社が布設するのがほんとうなんですね。そうでしょう。

○山野政府委員 たてまえから申しますと、そういうことも考えられます。

○森本委員 そういたしますと、琉球電電の現在の経営状態はどういう状況ですか。

○山野政府委員 琉球電電の業務につきまして、資本金は二百万ドルでございます。施設の内容は、電報電話局が八局、国際電報電話局一局、無線電報局三局、市街地回線延長が一萬六千八百二十キロ、電話の加入数が三万六千五百五十、公衆電話数が七百十八個ということになっておりました。事業収支の概況は一九六七年度におきまして収入が二十七億八千四百万円、支出が二十三億一千九百万円と相なっております。

○森本委員 そすると結局琉球電電の財政事情というものは、一九六七年度で剰余金はどの程度になってくるわけですね。

○山野政府委員 収支の差額は四億六千五百万円でございます。

○森本委員 要するに収支の差額の四億というものは、これは日本円でですね。日本円で四億何ぼが利益金、これが琉球電電の収入だ、こういうことになるわけですか。

○山野政府委員 これは単純な収支と御承知いたされたかと思えます。

○森本委員 単純な収支とはどういう意味ですか。

○山野政府委員 いわゆる企業会計の経理に基づくものではなくて、現金収支の面から見た収支の差額でございます。

○森本委員 現金収支というものは損益勘定ではないのですか。

○山野政府委員 損益勘定そのものではなくて、あくまで現金収支そのものでございます。

○森本委員 われわれ、この予算を見た場合、いまは予算的にいけば損益計算によるところの利益金ということになるでしょう。

○山野政府委員 実は電電公社のこの経理には、企業会計として当然でございますが、損益勘定とそれから貸借対照表、それから収支、こうなっております。その収支の数字をただいま御説明したわけでございます。

○森本委員 そういたしますと、いまあなたがおっしゃった一九六七年度のいわゆる投資額というものに幾らになっておりますか、琉球電電の設備投資です。

○山野政府委員 ただいま手元に電電公社の予算書を持っておりませんので、数字を御説明するわけにいかないのでございます。

○森本委員 元来、私は沖縄を援助するということについては反対ではありません。しかし援助するならば、琉球電電というものがどういいう経営をやっておって、どういいうふうに設備投資をやっておって、その設備投資の資本勘定における資本は一体どこから来ているか、どういいう損益勘定になっているか、そういう琉球電電の経営状態を見て、悪いところはこういうふうな経営に直しなさい、いいところはこれを伸ばしていきなさい、こうやって指導して、なおかつ足らぬからこの六億何ぼというものをやっておく、この施設をあなたのほうにやりますから、なお一その業務に励みなさい、こういうふうにするのが日本政府の親切でしよう。ただ単に総理が行ったから、石垣島へ回線をつけてくれと言われたから、はい、つけますと、そんなものではない。やはりそういうものは科学的にちゃんと勘定をして、そうしてやっていかなければならぬ。これがほんとうでしようがどうですか。

○山野政府委員 御指摘のとおりでございますが、ただいまもちょっと御説明申し上げましたが、沖縄の電信電話の事情は、本土と比較してもまだきわめて低位にある。そうしてさらに第二次五カ年計画をこれから遂行中であるという事情も

ございまして、したがって、先島の比較的小さい住民に対して、約七億に近い施設を持つことは、これはきわめて困難だろう。いま、収支から見まして四億八千万円でございますが、第二次五カ年計画等の遂行にも相当多額の投資をしていかなければならぬという事情もありますので、私どもとしましては、この施設を譲与したいというぐあい考えたわけでございます。

○森本委員 特達局長の言われるのはそのとおりであります。私が言うのは、もっと科学的に、琉球電電の経営がどうなっておって、これは貸し付け金でもやれるということになるとするならば、ただでやらないで、この間のこの委員会を通った貸し付け金の方法でやる方法もあるわけでありまして、だからもう少し琉球電電というものの経営の内容、それからその設備投資というものは一体どういいうふうにしておるか、その設備投資の資本勘定は一体どうなっておるか、そういう点について具体的にちゃんと説明ができて、これこれ足りないから、これだけわれわれのほうは援助すれば、もうここから先はそう援助しなくてもよろしいということになるのか。これだけ援助をしても、まだまだ設備投資が足らぬので、まだまだ援助しなければならぬのか。いまの答弁ではその点がわからぬわけですね。これはあまり長くなるからやめますけれども、本来ならばそういうふうにしていかなければ、また援助しなければならぬというところになる可能性がある。だからそういう点については、科学的にそういうふうなちゃんとやっておきたい。総理が行ったからすぐつけるというところにしたということではなしに、いま私が言ったのはそういう点を言っておるわけでありまして、そういう点はやはり私の言ったとおりでしよう。

○山野政府委員 ただいま御指摘になりました御意見には全く同感でございます。私も一九七〇年に第二次五カ年計画が遂行された以後においては、やはり先生のおっしゃるようなそういう観点から十分検討して、援助の方式なりあるいは協

助の方式なりあるいは協

力の方式をきめていかなければならぬものと考え
ております。

○森本委員 具体的な数字がちつとも出てきま
せんので、これ以上申ししてもなんでありま
すが、それじゃ、どの程度あなた方知ってお
るのか、ちよつと聞いてみたいと思ひますが、いま那覇市
に電話加入というものはどの程度ありますか。い
ま言つたから、一九六七年でいいです。

○山野政府委員 電話数は、那覇市、一九六六
年度末におきまして二万一千三百六十三台でござ
います。

○森本委員 人口百人当たり何倍になりますか。

○山野政府委員 千人当たりにして一・一一
でございます。

○森本委員 私が調べた数字とちよつと違ひま
す、まあいいとして、大体二万二千五百五十、人口
百に対して七・五二という数字が出ております
が、これが私は正確な数字だろうと思ひます。

ただ、特選局長に特別にお願いしておきたいの
は、こゝろ科学技術的な数字といふものをひとつよ
く的確に把握をしてこれから沖縄問題については
取り組んでもらいたいといふふうに考えるわけ
であります。

それから、沖縄が日本に復帰した場合に、この
琉球電電公社は、当然日本の電電公社に承継
せられるもの、こゝろ解釈をしたいと思います
が、その点どうですか。これは総務長官に聞いてお
きたいと思ひます。

○田中政府委員 これは当然日本の電電公社の
下部機構と相なるわけでございます。

○森本委員 それから今度のこの工事は一体ど
こどこが契約をしてやっておりますか、特選局
長。

○山野政府委員 総理府と電電公社でござい
ます。

○森本委員 そちらすると、総理府と電電公社が契
約をして、それから今度総理府のほうから琉球政
府に渡す、こゝろ形式になるわけですか。

○山野政府委員 そのとおりでございます。

○森本委員 そちらしますと、電電公社はこれ
を直営工事やっておりますか。

○北原説明員 一般の内地でやっております工
事と同じように、請負契約に付してやっております。

○森本委員 そちらすると、この場合内地の請負
工事といふものとこの請負工事といふものは、
やり方は違つてくるわけですか。

○北原説明員 物品の沖縄のそれぞれの島への輸
送は公社の直営でやっております。したがつて、
公社が直営でやる部分以外のものが現地でな
される。その部分に対しては、沖縄に行く旅費
と、それから向かうの滞在費のアップをして契
約をしてやるわけでございます。

○森本委員 さつぱりわからないので、これは
いづれ決算委員会なり通信委員会なり——私
籍を置いておきますので、あるいは予算委員会
でも、どこかで一括してひとつ時間をためて
やりたいと思ひますが、こゝろひとつ総務長
官にもう一つ聞いておきたいと思ひます。

せつかく本土と沖縄間においてテレビ回線が
できて、いま那覇においては東京のいわゆる放
送がなま中継でそのまゝ見られるといふこと
になっておるわけですね。ところがそれは確
かにいいことであるわけですね。ところが今
回は、それと今度のOHKが新たにできて、
それと既存の民間テレビが二社といふこと
になりますと、いまのテレビ回線だけでは
間に合はなくなるのではないかと、こゝろ
いう気がするわけですが、この点については、
これはどうもわかんないわけですが、これは
どうお考えでしょうか。要するに、東京から
向かうまでいままでは一回線しかないので
すが、それが今度OHKができて、三つにな
るわけですが、その点についてはどうお考
へですか。

○田中政府委員 上り回線のほうは従来地元から
の要請がなかつたようでございます。そこで
こゝろふうな場合におきましては、また考
えなければならぬと存じますけれども、いまの
ところはまだ上り回線は問題になつていない
のじゃないか、こゝろいうふうなことであり
ます。

○森本委員 だから、いま上り回線の問題を
私に言つておるわけではなくて、下り回線
だけでも、今度OHKと民放二社ができた場
合については、なま中継といふことについて
は、どこか一社が独占することになる。そ
うでしよう、下り回線一つしかないのだから
、クリアリング・ハウスをつくつて、それを
三つに分けるといふことになれば別ですけ
れども、なま中継は一社しかできないこと
になる。これは常識問答ですから、総務長
官、だからこゝろいう場合にどうするか、
そこをよく聞きたいわけですね。下り回線
が一回線しかない。結局、この間の法律に
よつて、OHKができる、民放が二社ある、
それに対して一回線しかないから、なま中
継の場合に一体どこを使うか。

○田中政府委員 これは、向かうはOHKと民
放二社といふことでございませう。そこ
でいま一回線増設いたしておりますから、
このOHKの那覇の下り回線と、それから
もう一本が民放の線に相なると思ひます
が、こゝろいふことが……(森本委員)まだ
相なつてないわ(呼ぶ)いまこれから相
なつていふと思ひますが、建設中であ
ると思ひますが、いかがですか。(笑)

○森本委員 ひとつあとでこれは十分に検討
して、上り回線の問題についても、将来は、
総務長官、十分にこれは考へてもらいた
い。これはやはり那覇から直接東京に送
つてくるというところ、日本国民は希望
すると思ひます。那覇としては財政上許
さないから希望しませんけれども、日本
国民としては希望すると思ひます。だから
、やがては上り回線について考へてい
かなければならぬ、こゝろいふことにな
るだらうと思ひます。それから、それ
から下り回線についても、いま言つた
ように一回線しかない。あと一回線でき
ていっても三つあれば問題になる。その
辺の調節をどうするかといふことにつ
いては、これは総務長官のほうと郵政省
の間において十分に検討し、現地でも
めどがないように——たとえばこゝろ総
務長官がOHKだけにしかやらないとい
ふような答弁をしたら、向かうの民放は
大おこりです。だからその点はひとつ
慎重に御検討願つて、さうして結論を
出してほしい、こゝろ思ふわけでありま
す。

それから最後に、こゝろこの沖縄関係でこ
ういふ各種法案が非常にでんでんばらば
ら——と言へば悪いけれども、例をとりま
すと、三十九年に譲り渡したところの日
本と琉球のマイクロ設備は政府及び公
社が経費を負担してやつたわけですね。
それから先島のテレビジョン設備につ
いては政府だけの負担であつた。それ
から今回のOHKにやりました。今回の場
合はまた政府である。こゝろいふのは
ひとつ一貫してやるようにしたらどう
かと思ひますが、これはNHK、これは電
電公社、これは電電公社と政府が半分づ
つ出す、同じような仕事であつても、こ
れは政府が出すといふふうに、基本的な
沖縄援助のあり方について非常にまち
まちである。こゝろいふ点については、
やはりこゝろの周せつかつた貸し付けの
法律もあるわけでありませうから、将来
統一をした考へ方を持つて積極的に沖縄
の援助については当たつてもらいたい
といふことを私は最後に総務長官の御
答弁を願つておきたいと思ひます。

○田中政府委員 これはやはり現地のほう
の状況がだんだんと発達いたしてまい
ります。当初の先島の当時はやはり政
府のほうにあればならぬ。それから、
それからNHKとあつた。今度電電公
社が向かうの公社との間のこゝろいふ
ふうな譲り渡したところの日本と琉球
のマイクロ設備は政府及び公社が経費
を負担してやつたわけですね。それ
から先島のテレビジョン設備につ
いては政府だけの負担であつた。それ
から今回のOHKにやりました。今回の
場合はまた政府である。こゝろいふ
のはひとつ一貫してやるようにしたら
どうかと思ひますが、これはNHK、こ
れは電電公社、これは電電公社と政府
が半分づつ出す、同じような仕事であ
つても、これは政府が出すといふふう
に、基本的な沖縄援助のあり方につ
いて非常にまちまちである。こゝろ
いふ点については、やはりこゝろの周
せつかつた貸し付けの法律もあるわけ
でありませうから、将来統一をした考
へ方を持つて積極的に沖縄の援助につ
いては当たつてもらいたいといふこと
を私は最後に総務長官の御答弁を願
つておきたいと思ひます。

○田中政府委員 これはやはり現地のほう
の状況がだんだんと発達いたしてまい
ります。当初の先島の当時はやはり政
府のほうにあればならぬ。それから、
それからNHKとあつた。今度電電公
社が向かうの公社との間のこゝろいふ
ふうな譲り渡したところの日本と琉球
のマイクロ設備は政府及び公社が経費
を負担してやつたわけですね。それ
から先島のテレビジョン設備につ
いては政府だけの負担であつた。それ
から今回のOHKにやりました。今回の
場合はまた政府である。こゝろいふ
のはひとつ一貫してやるようにしたら
どうかと思ひますが、これはNHK、こ
れは電電公社、これは電電公社と政府
が半分づつ出す、同じような仕事であ
つても、これは政府が出すといふふう
に、基本的な沖縄援助のあり方につ
いて非常にまちまちである。こゝろ
いふ点については、やはりこゝろの周
せつかつた貸し付けの法律もあるわけ
でありませうから、将来統一をした考
へ方を持つて積極的に沖縄の援助につ
いては当たつてもらいたいといふこと
を私は最後に総務長官の御答弁を願
つておきたいと思ひます。

○田中政府委員 これはやはり現地のほう
の状況がだんだんと発達いたしてまい
ります。当初の先島の当時はやはり政
府のほうにあればならぬ。それから、
それからNHKとあつた。今度電電公
社が向かうの公社との間のこゝろいふ
ふうな譲り渡したところの日本と琉球
のマイクロ設備は政府及び公社が経費
を負担してやつたわけですね。それ
から先島のテレビジョン設備につ
いては政府だけの負担であつた。それ
から今回のOHKにやりました。今回の
場合はまた政府である。こゝろいふ
のはひとつ一貫してやるようにしたら
どうかと思ひますが、これはNHK、こ
れは電電公社、これは電電公社と政府
が半分づつ出す、同じような仕事であ
つても、これは政府が出すといふふう
に、基本的な沖縄援助のあり方につ
いて非常にまちまちである。こゝろ
いふ点については、やはりこゝろの周
せつかつた貸し付けの法律もあるわけ
でありませうから、将来統一をした考
へ方を持つて積極的に沖縄の援助につ
いては当たつてもらいたいといふこと
を私は最後に総務長官の御答弁を願
つておきたいと思ひます。

○田中政府委員 これはやはり現地のほう
の状況がだんだんと発達いたしてまい
ります。当初の先島の当時はやはり政
府のほうにあればならぬ。それから、
それからNHKとあつた。今度電電公
社が向かうの公社との間のこゝろいふ
ふうな譲り渡したところの日本と琉球
のマイクロ設備は政府及び公社が経費
を負担してやつたわけですね。それ
から先島のテレビジョン設備につ
いては政府だけの負担であつた。それ
から今回のOHKにやりました。今回の
場合はまた政府である。こゝろいふ
のはひとつ一貫してやるようにしたら
どうかと思ひますが、これはNHK、こ
れは電電公社、これは電電公社と政府
が半分づつ出す、同じような仕事であ
つても、これは政府が出すといふふう
に、基本的な沖縄援助のあり方につ
いて非常にまちまちである。こゝろ
いふ点については、やはりこゝろの周
せつかつた貸し付けの法律もあるわけ
でありませうから、将来統一をした考
へ方を持つて積極的に沖縄の援助につ
いては当たつてもらいたいといふこと
を私は最後に総務長官の御答弁を願
つておきたいと思ひます。

○田中政府委員 これはやはり現地のほう
の状況がだんだんと発達いたしてまい
ります。当初の先島の当時はやはり政
府のほうにあればならぬ。それから、
それからNHKとあつた。今度電電公
社が向かうの公社との間のこゝろいふ
ふうな譲り渡したところの日本と琉球
のマイクロ設備は政府及び公社が経費
を負担してやつたわけですね。それ
から先島のテレビジョン設備につ
いては政府だけの負担であつた。それ
から今回のOHKにやりました。今回の
場合はまた政府である。こゝろいふ
のはひとつ一貫してやるようにしたら
どうかと思ひますが、これはNHK、こ
れは電電公社、これは電電公社と政府
が半分づつ出す、同じような仕事であ
つても、これは政府が出すといふふう
に、基本的な沖縄援助のあり方につ
いて非常にまちまちである。こゝろ
いふ点については、やはりこゝろの周
せつかつた貸し付けの法律もあるわけ
でありませうから、将来統一をした考
へ方を持つて積極的に沖縄の援助につ
いては当たつてもらいたいといふこと
を私は最後に総務長官の御答弁を願
つておきたいと思ひます。

○田中政府委員 これはやはり現地のほう
の状況がだんだんと発達いたしてまい
ります。当初の先島の当時はやはり政
府のほうにあればならぬ。それから、
それからNHKとあつた。今度電電公
社が向かうの公社との間のこゝろいふ
ふうな譲り渡したところの日本と琉球
のマイクロ設備は政府及び公社が経費
を負担してやつたわけですね。それ
から先島のテレビジョン設備につ
いては政府だけの負担であつた。それ
から今回のOHKにやりました。今回の
場合はまた政府である。こゝろいふ
のはひとつ一貫してやるようにしたら
どうかと思ひますが、これはNHK、こ
れは電電公社、これは電電公社と政府
が半分づつ出す、同じような仕事であ
つても、これは政府が出すといふふう
に、基本的な沖縄援助のあり方につ
いて非常にまちまちである。こゝろ
いふ点については、やはりこゝろの周
せつかつた貸し付けの法律もあるわけ
でありませうから、将来統一をした考
へ方を持つて積極的に沖縄の援助につ
いては当たつてもらいたいといふこと
を私は最後に総務長官の御答弁を願
つておきたいと思ひます。

それはやはり一つの経過過程があったと思えます。しかし、今度はたまたま御指摘のように、一つのちゃんとした方式のもとにわれわれは統一的にやっていかなければならぬ、かように考えております。

○森本委員 それでは終わります。

○床次委員長 中谷君。——中谷君に申し上げますが、一点だけ総務長官に御質疑を追加していただきます。

○中谷委員 それでは、私のほうから一点だけ総務長官にお尋ねをしておきたいと思えます。お尋ねをいたしたいのは次のような点です。

要するに、先ほど長官が御退席になりましたあとで私が主として郵政省の關係者に質問をいたしましたのは、VOAのいわゆる電波公害の問題、すなわち、桃園地区においてテレビが燃えてみたり、人身事故の危険性もあるような、そのような状態が最近現出をした。出力千キロワットというふうなところの、主として中国向けと思われる指向性を持ったところの電波が発せられて、それがどのような原因で最近特にそのような顕著な公害問題を惹起したかということについて、少なくとも現在の琉球電報の技術的な水準等を考えるならば、本土の郵政省が早急かつ根本的な対策を立てるという観点から、まず調査をしなければならぬのではなからうか、調査をすべきである。ことに先ほどの政府の答弁によりますと、人身被害、人身事故の危険性が可能性として存在をするということなので、この問題についてはまず早急に調査に着手するべきだと思いが、長官の見解はどうかということをお尋ねいたしたい質問の第一点。

次に、同種の質問でありますけれども、そのような問題は、これは大きな公害問題、電波公害の問題だと私は思う。そういうようなことで、抜本的な解決をはかるということの目的で、少なくとも早急にこれらの問題を諮問委員会の議題に供すべきではなからうか、供すべきであると私は考えるが、この点についての長官の見解はどうか。それから、電波監理上の問題としては、電波監

理権がいわゆる米軍の側にすべてあるということにこの種問題の発生の原因の基本的なものがあると私は思う。そうだとするならば、ある新聞の報ずるところによりますと、電波監理権の問題について、施政権返還後について、その監理権の帰還をめぐっての若干の議論もあるようでありますけれども、少なくとも電波監理権の問題というのは、すみやかに日本政府が電波監理権を持つというふうなことは、これはもう当然、あたりまえのことなんでしょう。施政権返還後においてそういうことはあたりまえのことだといふふうに私は考えるが、このあたりまえのことをひとつ確認的にお尋ねをいたしたいということが私の質問であります。

同時に、この機会に、先ほど森本委員のほうから、上り回線の問題についてお尋ねがありました。が、沖縄における電報電話についての具体的な設備計画についてのプログラムが立たなければならぬのではなからうか。ことに上り回線の問題については、沖縄の住民、さらに本土のわれわれ、非常に希望しているところなので、これらの問題については、ひとつ早急にこれらの設備をすべきだ。全体としての今後の計画の中で、少なくとも上り回線の問題については、いつ着手する、そういう見通しをお持ちなのか、長官、ひとつこの点について御答弁をいただきたい。上り回線については特選局長から御答弁になっていたいてけうだけでも、これは方針の問題だから、できれば長官のほうから御答弁をいただきたい。

以上であります。

○田中事務大臣 ただいまのVOAの問題につきましてお答えいたしますが、この問題は目下琉球政府で調査中でございますが、その対策を検討中でございますから、日本政府といたしましては、その結果によりまして、琉球政府から要請があれば協力いたしたい、かように存じます。

なお、この問題を日米琉の諮問委員会の議題にするか、または別途琉球政府なり民政府との協議

によって解決するか、十分検討させていただきますと存じます。

それから施政権が異なる関係もございますが、電波監理権を直ちに日本側で持つということは、今日の時点では困難である、かように考えます。

（そんなことがあるかと呼ぶ者あり）いや、施政権のない現時点においてですね。

それからもう一つ、上り回線の問題は琉球政府の意向を聞きまして今後検討したい、かように考えます。

○床次委員長 これにて質疑は終局いたしました。

○床次委員長 これより討論に入るのであります。が、討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

沖縄島、宮古島及び石垣島相互の間における超短波回線による電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○床次委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○床次委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○床次委員長 これより請願の審査に入ります。本会期において、本日まで本委員会に付託されました請願は一件であります。沖縄の祖国復帰促進に関する請願を議題といたします。

請願の内容につきましては、すでに文書表で御承知のことと存じますし、また先ほどの理事会

で御検討願ったことでもありますので、この際、紹介議員からの説明聴取等は省略し、直ちに採決いたしますと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○床次委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

沖縄の祖国復帰促進に関する請願は、採択の上内閣に送付すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○床次委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

ただいま議決いたしました請願に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○床次委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○床次委員長 次回の委員会は公報にてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十三分散会